

### 第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容



### 第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」の「別記 事業別の配慮事項 9 運動施設、レクリエーション施設等の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。また、選定した項目について、本事業で検討した計画段階配慮の内容を表 3-1 に記載しました。

表 3-1(1) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、「土地区画整理事業」や「公園整備事業」、「GREEN×EXPO 2027」「新たなIC」「新たな交通」の関連事業と連携し、計画区域周辺の景観を活かしつつ、主要施設の配置を検討します。</li> <li>・「生物多様性横浜行動計画」や「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」等に基づき、テーマパークゾーンの外周部に設ける植栽帯や、駅前ゾーン、公園隣接ゾーンにおいて、隣接する防災・公園地区等の自然環境との連続性を考慮し、まとまりやつながりのある緑地空間を検討します。</li> <li>・「横浜市地球温暖化対策実行計画」に掲げられている「2050年までに温室効果ガス排出ゼロを達成し、持続可能な大都市の実現」に向けて、計画区域が位置する上瀬谷は、重点取組である「脱炭素に対応したまちづくり」の1つとして位置づけられています。本事業では、環境と経済が両立した持続可能なグリーン社会を目指し、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等を踏まえながら、「GREEN×EXPO 2027」で実証される最先端のGX技術の継承や、再生可能エネルギーの活用、エネルギーマネジメントシステムの構築によるエネルギーの効率利用等を計画段階から検討することにより、温室効果ガス排出の抑制に資するよう配慮した計画を目指します。</li> <li>・このほか、横浜市中期計画 2022～2025（令和4年12月）、横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月）、横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン（平成29年3月）、横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン（平成30年11月）、横浜市環境管理計画（平成30年11月）等の上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。</li> </ul>
	(2)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画段階配慮書の作成を通じて計画区域周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。</li> </ul>

表 3-1(2) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。</li> <li>・日曜日・祝日の工事は原則として行わない予定です。</li> <li>・「公園整備事業」、「新たなIC」および「新たな交通」の今後の動向を踏まえ、工事期間が重複する場合にはこれらの関連事業と調整して工事の平準化を図るなど、工事による環境負荷低減に向けた対策を検討します。</li> </ul>
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業では、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」等に基づき、自然環境がもたらす多様な機能を活かすみどりの環境形成を行うよう努めます。</li> <li>・「土地区画整理事業」を実施する中で、土地の造成等により形質変更を行う範囲において、土壌汚染対策法に基づく適切な対策が講じられる予定です。そのため、本事業に着手する時点では、計画区域には汚染土壌が存在しない前提としています。</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、生物多様性基本法、地球温暖化対策の推進に関する法律等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。</li> </ul>
本事業に係る配慮事項	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業では環境と経済が両立した持続可能なグリーン社会の実現を目指し、各ゾーンにおいてそれぞれの施設特性を考慮した上で、緑化による良好な景観形成や雨水の流出抑制と有効活用（レインガーデン、バイオスウェル、路盤砕石貯留等）、緑被率向上や緑陰形成、環境配慮型舗装によるヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、水循環の創出に向けた検討を進めます。</li> <li>・テーマパークゾーンの外周部には一定の幅を持つ植栽帯を整備し、連続的な生物の生息・生育の場としての機能確保、地域の生物多様性のネットワーク維持保全への配慮やグリーンインフラ機能の導入を検討します。</li> </ul>
	(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各ゾーンの敷地や建物屋上等については、それぞれの施設特性を考慮した上で緑化を図るとともに、樹種の選定にあたっては、防災・公園地区で整備される樹種の採用を検討することで、地域として一体的な生息・生育環境の確保に努めます。</li> <li>・「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」に基づき、敷地外周部は道路空間と一体となったみどりの空間を形成することにより、生物の連続した生息・生育環境の確保に努めます。</li> </ul>

表 3-1 (3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーの導入を検討します。</li> </ul>
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業で使用する電力については、CO2排出係数の低い電力の使用を検討していくとともに、建築資材や設備の確保については、グリーン購入を図ります。</li> </ul>
	(9) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各ゾーンにおいて、それぞれの施設特性や人流を考慮した上で、オープンスペースの確保や、緑陰を効果的に形成させる樹木の適切な配植、建物における断熱素材の利用や屋上緑化等により、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に配慮した施設計画を検討します。</li> </ul>
	(10) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等は、「横浜市景観計画」、「横浜市景観ビジョン」等の横浜市のまちづくり方針を踏まえ、風景との調和を重視して検討します。</li> <li>・「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」に基づき、記憶に残る景観の創出を図りながら、他地区からの景観に配慮した建築物、外構等を検討します。</li> </ul>
	(11) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場内には、電気自動車の普及状況等を踏まえた上で適切な台数の充電器等のインフラ整備を検討します。</li> <li>・多くの来街者が特定の時間に集中することが見込まれるテーマパークの施設特性を十分に留意の上、広域交通など多方面からの交通を分散させるよう、駐車場や出入口の適切な配置に努めるとともに、敷地内へスムーズにアクセスできるための立体接続路等の整備によって、周辺交通への影響の最小化とあわせて歩行者の安全等も確保します。</li> <li>・関係車両の駐車場等への出入りについては、施設案内等による施設利用者への周知により、歩行者の安全及び利便性に配慮し、施設利用者に対しては、施設供用後の案内看板やパンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、極力交通集中の回避に配慮するように検討します。</li> </ul>

表 3-1(4) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(12) 光害や騒音等の影響を少なくする。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光害対策として、「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺への影響を最小限に抑える措置を検討します。</li> <li>・工事中の騒音・振動対策として、建設機械及び工事用車両の集中を回避した工程や、低騒音型・低振動型の建設機械の積極的な導入等の、騒音振動低減に努めます。</li> <li>・供用後の騒音・振動対策としては、関係車両の集中を回避した分散誘導等による騒音・振動の低減に努めます。</li> </ul>
	(13) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の交通経路の分断を避ける。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業による史跡・文化財、地域の住民に親しまれた施設の消滅・移転はありません。</li> <li>・既存文献によると、計画区域内には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、関係機関と協議のうえ、文化財保護法に基づき必要な手続・措置を講じます。</li> </ul>
	(14) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業では、環境と経済が両立した持続可能なグリーン社会の実現を目指し、テーマパークゾーンを中心に雨水浸透施設の設置や積極的な緑化による地下水涵養機能の保全を検討します。</li> </ul>
	(15) 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図る。また、工作物の長寿命化に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業では、コンクリート廃材などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び仮設施設におけるリース対応等により、資源の循環的な利用に努めます。なお、再利用、再生利用できないものについては、適正に処理します。</li> <li>・「建設工事から生ずる廃棄物の処理の手引き」に準じ、工事中においては、廃棄物の分別徹底や建設汚泥の適正な処理・処分、再利用及び再生利用の促進を図るとともに、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。</li> <li>・建設発生土は、場内再利用に努めます。</li> <li>・供用後においては、入居テナント等に対して廃棄物の発生抑制や分別排出、再利用及び再生利用の徹底を促していきます。</li> </ul>